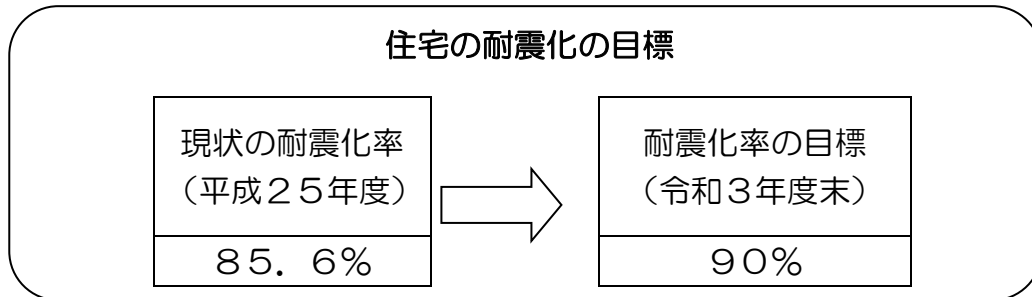


令和3年度

木造戸建て住宅の耐震改修等の費用を一部補助します

春日市では、建築物の耐震診断や改修を、総合的かつ計画的に促進することを目的として、「春日市耐震改修促進計画」を策定しています。



この目標の実現に向けて、木造戸建て住宅の耐震改修等の費用を、一部補助します。

補助金の額

- 補助率 耐震改修工事費用の25% (上限 30万円)
耐震シェルター等設置費用の23% (上限 15万円)
建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事費用の23% (上限 30万円)

募集件数

耐震改修工事・耐震シェルター等設置・建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事あわせて10件程度 (先着順)

申し込み期限

令和3年度の申請期限 令和3年12月13日 (月)
(実績報告の提出締切日 令和4年2月21日 (月))

注意

申請は、工事着工前のもののみ可能です。申請の時点で、すでに着工しているものや、工事が完了しているものについては、補助の対象になりません。

まずは、耐震診断

補助対象になる耐震改修工事とは、「耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計」です。

耐震診断については、以下の機関で受けることができます。

- ◎ 福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 費用は3,000円から。
《問い合わせ先》 TEL 092 (582) 8061
FAX 092 (582) 8162

- ◎ 福岡市耐震推進協議会 費用は3,000円 (消費税込み)。
《問い合わせ先》 TEL 092 (861) 9810
FAX 092 (775) 6200

補助対象住宅（以下のすべてに該当）

- ① 春日市内に存する2階建て以下の木造戸建て住宅であること。
 - ② 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手したものであること。
 - ③ この補助金の交付を、過去に受けていないこと。
 - ④ 現に居住者がいる、または耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。
 - ⑤ 耐震改修工事により、法令の規定に違反することとなるものでないこと。
- ※ 耐震シェルター等設置については、高齢者、障がい者等が居住していること。
※ 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事については、申請時点で居住していること、及び除却後は地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替等を行うこと。

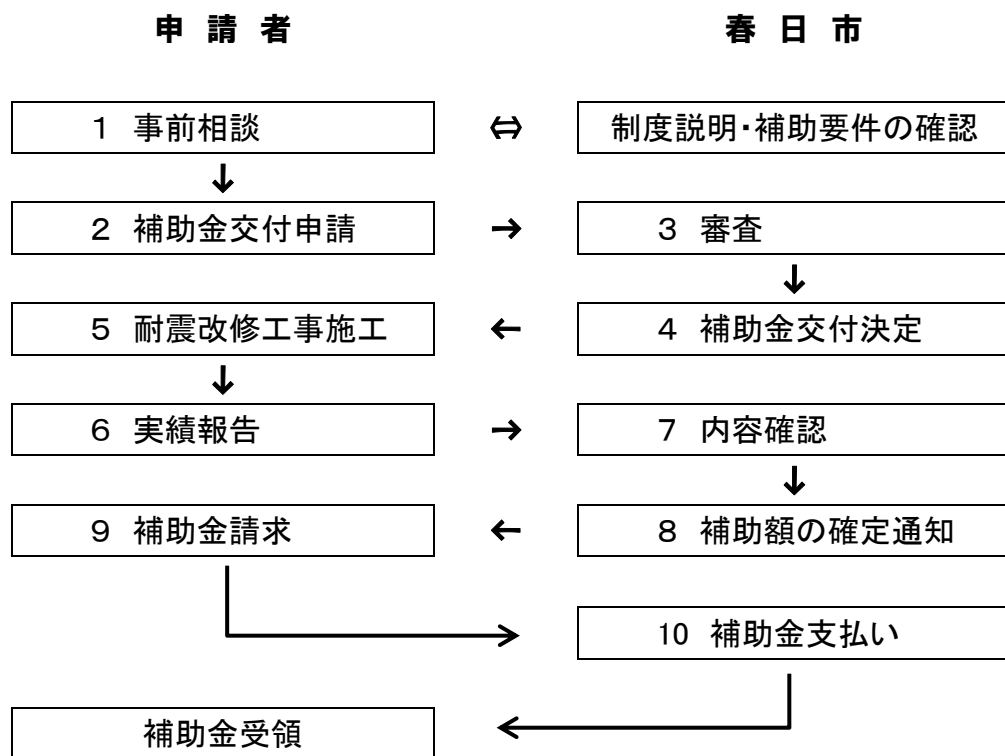
補助対象者（以下のすべてに該当）

- ① この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団関係者でないこと。

事前相談にお越しく下さい

耐震改修等をお考えの方は、事前相談にお越しく下さい。耐震診断や工期、対象要件等についてご説明します。

申請から補助金の受け取りまで



申請書様式は、春日市ウェブサイトからどうぞ

トップページ > くらし・手続き > 生活・インフラ > 住宅 >
木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付制度（ページ番号から検索するときは 1001327）

《問い合わせ先》 春日市 都市整備部 都市計画課 計画担当
〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5
TEL 092(584)1111 内線3502
FAX 092(584)1143